

参考資料

1. 八代市環境基本条例	94
2. 環境基本計画-改定版-の策定に係る諮問及び答申の概要	99
3. 委員名簿等	100
4. 環境基本計画-改定版-策定の経緯	102
5. 事業目標一覧	103
6. 数値目標一覧	104
7. 用語解説	106

1. 八代市環境基本条例

平成17年8月1日

条 例 第 207 号

八代市民は、豊かな水に魅かれて肥沃な土地を拓き、長い歴史の中で築かれた文化と限りない自然の恵みを受けながら生活してきた。

しかし、近年においては、社会情勢の変化とともに、環境への配慮に欠けた利便性の追求など利己的な行動が継続されたことによって、この良好な環境からの恵沢を失おうとしている。

そもそも良好な環境は、健康で文化的な生活を営む権利を支える最も基礎となるものであって、将来の市民にも公平にその恩恵を受ける権利があるにもかかわらず、今や環境の著しい変化は地球規模にまで及び、このまま推移すれば、人類を含む生命の存続基盤さえ脅かされることにもなりかねない。

今こそ我々は、微妙な均衡の上に成り立っている環境の中で、すべての生き物と一緒に生活していることを深く認識し、自らの行動に問いかけ、自らの意志をもって、豊かな自然と文化を次の世代へ引き継ぐために最大の努力を払わなければならない。

ここに我々は、それぞれの責任と役割に応じて、主体的にそして手を携えて良好な環境の保全と創造を図り、持続的に発展することのできる地域社会を築くため、この条例を制定する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 施策の基本(第8条—第10条)
- 第3章 環境施策の総合調整等(第11条—第13条)
- 第4章 環境への配慮の推進(第14条—第16条)
- 第5章 環境審議会(第17条)
- 第6章 補則(第18条・第19条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における環境政策の理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、生活環境(人の生活に密接に関係する財産並びに動植物及びこれらの生育環境を含む。)、自然環境及び歴史的文化的環境が調和したものという。

(環境政策の理念)

第3条 すべての環境資源の適正な保全と活用を図り、現在及び将来の市民が公平に良好な環境の恵沢を受けながら、継続して生活できるようにしなければならない。

2 生態系への適切な配慮を行い、すべての生命が持続的に生存できる環境の確保に努め、人は自然と共生していかなければならない。

3 地球市民という自覚のもとに、地球環境の保全に関する可能なあらゆる取組みを積極的かつ長期的に推進しなければならない。

4 市、市民及び事業者は、それぞれの責務に合致した主体的な取組みと協働とによって、良好な環境を保全し、及び創造することに努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自然的社会的条件に応じて、長期的な視野に立った環境の保全及び創造に関する総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の計画を策定し、これを実施するに当たっては、前条に定める環境政策の理念を基底とし、これを最大限に尊重しなければならない。

3 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが環境に影響を及ぼしていることを深く認識し、その影響の低減が図られるような生活行動への変革に努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずることによって公害を防止するとともに、市の環境施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

2 事業者は、環境保全に係る法令等に違反しない場合においても、環境への負荷を更に低減するために必要な最善の努力をしなければならない。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者等は、自らの環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 施策の基本

(基本的施策)

第8条 市は、第3条に定める環境政策の理念の実現を図るため、次に掲げる施策を一体的に実施するものとする。

(1) 事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止し、生活排水による水質汚濁、交通車両及び廃棄物による環境汚染等都市生活型公害の防止対策を推進するとともに、新たな環境汚染の発生の防止を図ること。

- (2) 水の循環構造の保全、エネルギーの合理的かつ効率的利用、再生資源の利用等を促進し、資源を適切に保全し、又は効率的に利用することによって環境への負荷の低減を図ること。
- (3) みどり、水辺、良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全並びにこれらを活用し、利用者に配慮した施設の整備等を行うことにより、心地よく調和した潤いと安らぎのある環境の保持と創出を図ること。
- (4) 限られた自然条件のもとで生息する希少な動植物には特に配慮するとともに、二次的自然等を整備するに当たっては、循環機能が促進されるよう生物の多様性の確保を図ること。
- (5) 地域環境及び地球環境との関わりについて理解と認識を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるよう環境教育の推進及び環境学習の促進を図ること。

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動、市民の生活行動様式の状況等を考慮しなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八代市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市、市民及び事業者のそれぞれが配慮すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第5章に定める八代市環境審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項による市民及び事業者の意見は、第3条に定める環境政策の理念に即したものでなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。

4 前3項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

第3章 環境施策の総合調整等

(総合的調整)

第11条 市長は、次に掲げる環境施策に関わる事項について総合的な調整を行うことにより、環境行政を実効的かつ体系的に推進するものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策の調整及び実施並びに進行管理に関すること。
- (3) その他環境行政を総合的に推進するための重要な案件に関すること。

(環境施策の広域的調整)

第12条 市は、環境施策の策定及び実施に関して、広域的な調整を行う必要があると認めるときは、国、県及び近隣の地方公共団体と積極的に協議し、関係機関との連携を図るものとする。

(自主的活動の促進)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する積極的かつ自主的な活動が促進されるよう適切な支援措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者による積極的な環境保全活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民及び事業者による積極的な活動の推進に寄与するため、適切な情報を提供するように努めるものとする。

第4章 環境への配慮の推進

(環境への配慮)

第14条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画しようとする者は、その事業計画による環境への影響を的確に把握するよう努めるとともに、必要に応じて当該事業計画内容の見直し、代替案の検討を行うなど、環境への適正な配慮に努めなければならない。

2 市は、前項の事業計画者が環境への配慮を適正に行うために必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定等の締結)

第15条 市長は、環境を保全するために特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境保全に関する協定等の締結を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じない事業者があったときは、その旨を公表することができる。

(指導等)

第16条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図る上において、これを著しく阻害し、又はそのおそれがある者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その内容等を公表することができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 市の総合的かつ計画的な環境行政の推進について調査審議するため、八代市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長から諮問のあった事項について調査審議し、その結果を答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

第6章 補則

(財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

2. 環境基本計画－改定版－の策定に係る諮問及び答申の概要

○「八代市環境基本計画の改定について」（平成 26 年 9 月 18 日諮問）

（諮問理由）

八代市環境基本計画は、平成 21 年 2 月に八代市環境基本条例（以下「条例」という。）の基本理念（条例第 3 条）に即し、条例第 9 条の規定に基づき策定されたもので、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市民・事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項などを定めています。

本計画の期間は、平成 21 年度（西暦 2009 年度）から平成 30 年度（西暦 2018 年度）の 10 年間としていますが、本市を取り巻く社会環境の変化等により、改定が必要となっております。今般、改定案がまとまりましたので、その内容について御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものです。

○「八代市環境基本計画の改定について」（平成 26 年 12 月 18 日答申）

平成 26 年 9 月 18 日付け八市環保第 539 号により、当審議会に諮問のありました八代市環境基本計画改定版について慎重に審議しました結果、別添のとおり答申します。

なお、環境基本計画改定版の策定及び推進に当たっては、下記の点に配慮されますよう意見を付します。

記

1. 八代市は、山間部から海に面した平野部まで地理的に多様性をもった地域であり、市民のライフスタイルや産業構造も地域ごとに異なっている。それぞれの市民が、その地域に適した取組を進められるよう、本計画に示された多岐にわたる項目を地域特性に応じて整理されるとともに、広く計画内容の周知を徹底されること

2. 八代市は、緑深い五家荘をはじめ、球磨川、八代海など多くの自然が残されている。この多様な自然環境を積極的に PR するとともに、加えて国や県に対し、新たな自然保護区の設定について働きかけるなど、次世代を担う子どもたちにこの豊かな自然環境をありのままの姿で残せるような施策に取り組まれること

3. 市民の環境学習意欲の向上及び子どもたちへの環境学習の機会を充実されるよう努められるとともに、本計画の柱である「環境を支える人づくり」の着実な推進を図られること

4. 本計画の着実な推進に当たっては、「環境パートナーシップ会議」の役割が重要となることから、「市民自ら良い環境を作り上げる」との観点で、緊密な意見交換を行われ、計画の進行管理並びに目標の達成に努められること

5. 本計画の推進期間にも、東日本大震災によるエネルギー政策の転換や日本初の荒瀬ダムの撤去など環境をめぐる情勢は大きく変化している。今後も本市を取り巻く環境の変化に対しては、課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応されること

3. 委員名簿等

(1) 八代市環境審議会委員

委嘱期間：平成24年12月20日～平成26年12月19日

氏 名	職 名
秋岡 定志	中九州短期大学 経営福祉学科 教授
上久保 祐志	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授
高野 茂樹	日本野鳥の会 熊本県支部長
○田中 善典	中九州短期大学 経営福祉学科 元教授
中田 晴彦	熊本大学 大学院 自然科学研究科 准教授
那須 哲夫	八代商工会議所 専務理事
野口 照美	市民
◎藤野 和徳	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 教授
藤本 延啓	熊本学園大学 社会福祉学部 福祉環境学科 講師
村上 泰浩	崇城大学 工学部 建築学科 教授

備考) 1. ◎：会長、○：副会長

(五十音順)

2. 職名は平成24年度時のものを掲載

(2) 環境パートナーシップ会議委員

委嘱期間：平成26年2月7日～平成28年2月6日

氏 名	備 考
遠藤 佳代	県地球温暖化防止活動推進員
岡 初義	やつしろ菜の花部会 会長
賀久 小夜子	八代の環境を考える会 会員
◎上久保 祐志	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授
久保田 和子	八代市地域婦人会連絡協議会
澤 真由美	市民
○丁畑 佐代	県地球温暖化防止活動推進員、元高校教諭
中島 晃	熊本高等専門学校 生物化学システム工学科 助教
中村 秀徳	漁業、不知火地区漁業士会 会長
濱田 律子	ネイチャーやつしろ 代表
松浦 ゆかり	次世代のためにがんばる会会長、県地球温暖化防止活動推進員
松永 泰子	市民
山下 博史	NPO 法人 WE 理事長

備考) ◎：会長、○：副会長

(五十音順)

(3) 職員環境研究会

(平成 25 年度)

氏 名	職 名
草西 亮介	企画戦略部 企画政策課 主任
平田 健二	総務部 財政課 主任
牛田 博之	市民協働部 市民活動支援課 主任
竹井 公一	環境部 ごみ対策課 参事
古閑迫 修	環境部 環境センター建設課 主査
松島 元子	健康福祉部 健康福祉政策課 主任
永田 省三	商工観光部 観光振興課 副主幹兼振興係長
田中 和彦	農林水産部 農業生産流通課 農産係長
○中川 俊一	農林水産部 水産林務課 課長補佐兼山のみち整備係長
田中 健二	建設部 都市政策課 副主幹兼都市計画係長
吉村 真一	建設部 下水道建設課 計画係長
塩塚 将朗	教育部 教育施設課 副主幹兼設備係長
◎渡邊 容子	教育部 学校教育課 指導主事

備考) ◎：会長、○：副会長

(平成 26 年度)

氏 名	職 名
草西 亮介	企画振興部 企画政策課 企画係長
平田 健二	総務部 財政課 主任
牛田 博之	市民協働部 市民活動支援課 参事
竹井 公一	環境部 ごみ対策課 主査
古閑迫 修	環境部 環境センター建設課 環境センター係長
續 良彦	健康福祉部 健康福祉政策課 副主幹兼政策係長
永田 省三	商工観光部 観光振興課 副主幹兼振興係長
田中 和彦	農林水産部 農業生産流通課 副主幹兼農産係長
◎中川 順一	農林水産部 水産林務課 副主幹兼水産係長
福浦 亮二	建設部 都市政策課 都市計画係長
吉村 真一	建設部 下水道建設課 計画係長
塩塚 将朗	教育部 教育施設課 副主幹兼設備係長
○渡邊 容子	教育部 学校教育課 指導主事

備考) ◎：会長、○：副会長

4. 環境基本計画－改定版－策定の経緯

(1) 計画策定の主な検討経過

年度	月	環境審議会	環境パートナーシップ会議	職員環境研究会
25	7			9日 第1回会議 ・見直しの方針について
	8			28日 第2回会議 ・平成24年度点検結果について ・アンケート調査結果について
	2		7日 第1回会議 ・八代市の環境の現状について ・アンケート調査結果について	
	3		26日 第2回会議 ・具体的取組みの見直しについて	
26	4			25日 第3回会議 ・具体的取組みの見直しについて
	5		30日 第3回会議 ・計画第4章の見直しについて ・重点プロジェクトの考え方について	
	7		31日 第4回会議 ・素案について	
	8			4日 第4回会議 ・素案について
	9	18日 第1回環境審議会(諮問) ・素案について		
	11	20日 第2回環境審議会 ・案について		

※平成25年6月下旬から7月上旬にかけて、環境に関する市民・事業者アンケートを実施。

※平成26年9月26日から平成26年10月17日にかけて、計画(素案)に対する意見の募集を実施。

※平成27年1月20日、八代市環境行政推進委員会において計画を決定。

5. 事業目標一覧

項目	3 年 (平成 23 年度)	5 年 (平成 25 年度)	10 年 (平成 30 年度)
環境目標 1「自然の豊かさと多様さを実感できるまち」			
(1) 生き物たちのにぎわいを守り育てます			
① 保護地域の設定		達成	
② 環境配慮指針の作成			
環境目標 2「ひとが環境を育み、環境がひとを育むまち」			
(1) 環境意識の高いひとづくりを進めます			
① 環境教育モデル事業・環境モデル地域指定			
(2) 誰もが進んで行動するしくみをつくります			
① 「市民環境モニター」の整備・活用	達成		
(3) 環境行動の輪を広げます			
① 「環境パートナーシップ会議」の設立	達成		
環境目標 3「健やかで安心して暮らせるまち」			
(2) 恵まれた水資源を大切にします			
① 地下水測定地点(定点)の新設	達成		
環境目標 4「地球市民としてがんばるまち」			
(1) 地球市民として温暖化対策を進めます			
① 「八代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定			
環境目標 5「資源が循環する“ごみゼロ”のまち」			
(1) “もったいない”精神でごみゼロを目指します			
① 「リサイクル推進協力店」認定制度の創設	達成		
(2) 資源として循環させるしくみをつくります			
① 「八代市環境センター」の整備			

6. 数値目標一覧

項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
環境目標1「自然の豊かさと多様さを実感できるまち」			
(1) 生き物たちのにぎわいを守り育てます			
① 鳥獣保護区数	7	7	7
(2) 自然とふれあう機会や場をつくります			
① 自然観察会開催回数 ¹⁾	7	5	12
② 市民一人あたりの都市公園面積(m ²)	5.5	6.4	6.7
(3) 豊かな自然の恵みを大切にします			
① エコファーマー数(人)	580	742	1,000
② 森林ボランティア団体数[累計] ²⁾	1	7	10
③ 漁礁設置箇所数[累計]	—	0	5
環境目標2「ひとが環境を育み、環境がひとを育むまち」			
(1) 環境意識の高いひとづくりを進めます			
① こどもエコクラブ参加団体数	18	8	20
② 環境に関する出前講座開催回数	28	31	50
(2) 誰もが進んで行動するしくみをつくります			
① 環境マネジメントシステムの導入事業所数 ³⁾ [累計]	21	28	40
② 「市民環境モニター」参加者数[累計]	—	102	340
③ 環境研修会受講者(市職員)数[累計]	—	220	2,000
(3) 環境行動の輪を広げます			
① 環境保全活動を行うNPO・市民団体数[累計]	31	48	50
② 環境パートナーシップ会議の開催回数[累計]	—	10	34
環境目標3「健やかで安心して暮らせるまち」			
(1) きれいな空気や水を守ります			
① 環境保全協定締結事業所数[累計]	19	20	35
② 典型7公害に関する苦情件数	155	108	90以下
③ 汚水処理人口普及率(%)	51.6	61.2	70
④ 河川水質(BOD)環境基準の達成状況 ⁴⁾ (%)	100	100	100
⑤ 海域水質(COD)環境基準の達成状況 ⁵⁾ (%)	75	87.5	100
(2) 恵まれた水資源を大切にします			
① 地下水調査井戸本数[累計]	3,000	4,893	6,800
② 県条例に基づく地下水採取量報告率(%)	42.5 (H18)	73.9 (H23)	100
(3) 風土を活かしたきれいなまちづくりを進めます			
① きれいなまちづくり協定締結個人・団体数[累計]	26	29	36

項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
環境目標4「地球市民としてがんばるまち」			
(1)地球市民として温暖化対策を進めます			
①市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(ton-CO ₂)	9,422 (H18)	8,429	8,429
②市有施設への太陽光発電設備導入数〔累計〕	2	7	10
③住宅用太陽光発電システムの普及率(%)	—	6.7 (H24.12末)	11
環境目標5「資源が循環する“ごみゼロ”のまち」			
(1)“もったいない”精神でごみゼロを目指します			
①「燃えるごみ」の搬入量(ton)	41,651	38,205	34,000
②マイバックの利用率(%)	14.6	40.4 (H25)	50
(2)資源として循環させるしくみをつくります			
①資源化率(%)	9.4	8.7	16.7
②一般廃棄物最終処分量(ton)	7,235	5,042	3,747
③樹木剪定くず処理量(ton)	532	356	600
④市有施設への木質バイオマスボイラー導入数〔累計〕	0	0	2
⑤資源の日(日曜版)の年間利用者数〔人〕	—	3,671	4,800
⑥燃えるごみへの資源物の混入率(%)	30.5	17.9	20.0
(3)ごみはきちんと処理します			
①ごみの適正処理のための事業所訪問回数〔累計〕	—	114	840

〔備考〕 1)：市主催のもの

2)：〔累計〕の項目は、毎年度の件数を加算したものを目標値として掲げている

3)：ISO14001 又はエコアクション21 認証・登録事業所数

4)：球磨川(坂本橋、横石、金剛橋)、前川(前川橋)、氷川(氷川橋)及び大鞘川(第二大鞘川)における環境基準の達成状況

5)：八代地先海域(St-1～8)における環境基準の達成状況

7. 用語解説

【あ】

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) により制定された環境マネジメントシステムに関する一連の国際規格である ISO14000 シリーズの中核をなす規格。

ISO14001 には、組織が法的な要求事項及びその事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンス情報を考慮に入れた方針及び目標を設定し、定期的を実施することができるように環境管理システムを構築するための要求事項が規定されている。

アイドリングストップ

駐停車時に無用なエンジンを停止させること。エンジン停止により燃料節減や排ガス削減の効果が得られる。

一般環境測定局

大気汚染防止法に基づき大気の状態を常時監視するために設置されている測定局。市内では、八代市役所、八代八千把 (JA やつしろ八千把支所跡) 及び市保健センターの 3 局で測定されている。平成 25 年度の測定項目は八代市役所局：二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び風向風速、八代八千把：窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び風向風速、市保健センター：二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び風向風速。

EA21 (エコアクション 21)

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールのこと。環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録制度がある。

エコドライブ

自動車などを運転する際に燃費を向上させるための自動車運転・利用技術のこと。アイドリングストップやエンジnbrakeの活用、急発進しないなど、誰にでもできる温室効果ガスの削減方策として期待されている。

エコツアー (エコツーリズム)

自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、また環境教育にも役立つような観光・旅行形態のこと。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、「持続性の高い農業生産方式 (堆肥などによる土づくりを基本とした化学肥料、化学農薬の使用量を低減する生産方式) の導入計画」を、県知事に認定された農業者の愛称。

FSC 認証制度

森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを第三者機関が一定の基準で審査し、森林管理協議会が認証する制度。適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の 2 種類がある。FSC 認証森林、その他 FSC の定める基準を満たした製品には、消費者に対しその製品が管理の行き届いた森林によるものであることを示す FSC ロゴ (エコラベル) が付けられる。

MSC 認証制度

持続可能で適切に管理され、環境に配慮した漁業であるかどうかを、第三者機関が一定の基準で審査し、海洋管理協議会が認証する制度。認証を受けるとその水産物は MSC マーク (エコラベル) が付与される。

塩水化

地下水の帯水層に海水が混入し、地下水中の塩化物イオン濃度が高くなる現象。地下水の大量揚水・使用が原因とされる。

オゾン層

大気中のオゾン(O_3)は、その 90%が地上から 10～50km 上空の成層圏に集まっており、この成層圏オゾンを通常オゾン層と呼ぶ。オゾン層は紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収する働きがある。近年、冷蔵庫や発泡剤などに広く利用されていたクロロフルオロカーボンなどのフロン類により破壊されている事実が明らかになり、人の健康への影響が懸念されたことから、国際的に一部のフロンの生産などが規制されている。

汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標。

温室効果ガス

水蒸気や二酸化炭素、メタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ。これらのガスの総称を温室効果ガスといい、地球温暖化の主な原因とされている。京都議定書において削減対象とされている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄の 6 種。

【か】

環境家計簿

日常生活において、地球温暖化の一番の原因とされる二酸化炭素をどの程度排出しているのかを確認・把握するツール。一般的には、1ヶ月の電気・燃料使用量に二酸化炭素排出係数を乗じて得られるタイプのものが多い。

環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準(行政上の目標)。典型 7 公害において、悪臭、振動及び地盤沈下以外の項目に基準が設定されている。

環境保全協定

八代市環境基本条例に基づき、公害の防止などに対する事業者の取組を促進するため、市と事業者が締結する協定。平成 24 年 3 月現在、19 事業場と締結している。

環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針などを設定し、その実現に向けた計画・取組の立案(Plan)、取組の実施(Do)、点検・評価(Check)及び取組内容などの是正・見直し(Action)といった一連の流れ・サイクル(PDCA サイクル)により、継続的に自らの事業活動に伴う環境負荷を低減・改善していくためのシステム。代表的なものに ISO14001 や EA21 がある。

カンクン合意

メキシコのカンクンで開かれた 2010 年の国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP16)で約 190 カ国が採択した。先進国は温室効果ガスの 2020 年までの削減目標、途上国は削減行動を自ら定めて提出し、実施状況を 2 年に 1 度報告して各国の評価を受ける。達成できない場合の罰則などは明記されていない。

外来生物(外来種)

もともとその地域には生息していなかった野生生物で、国外または国内の他の地域から人為により意図的・非意図的に持ち込まれた生物(種)のこと。外来生物の定着は、地域固有の生態系や生物相の存続に対する大きな脅威となっている。

学校版環境 ISO コンクール

熊本県が平成 16 年度から開始したコンクール。子ども達の環境意識を高めることを目的に、環境にやさしい学校づくりに向け、児童生徒及び教職員が一丸となって、環境活動を行う取り組み。

規制基準

工場などから発生する騒音や悪臭、排水水などに対し、法令により遵守義務が課せられている許容限度。

京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」で採択された、温室効果ガスの排出削減などを定めた議定書のこと。2005 年 2 月に発効。日本は 2008 年から 2012 年の期間(第 1 約束期間)に基準年(1990 年)比、平均 6%の温室効果ガスの削減が義務付けられている。

京都メカニズムクレジット

他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度。

きれいなまちづくり協定

公共用地などのごみ拾いや清掃など、自主的な環境美化活動を促進するため、団体・個人と締結する協定。協定を締結した団体・個人に対する支援として、市は清掃用具の支給・貸与、花の種などを支給している。平成 25 年 3 月現在、25 団体、4 個人と締結している。

くまもとエコファミリー

地球温暖化対策の一つとして熊本県が実施している取組。省エネ・省資源など、環境にやさしい暮らしであるエコライフの実践を宣言・登録するもの。

熊本県指定希少野生動植物種

熊本県が熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき指定した種。指定種は、県内での捕獲、採取などが禁止されている。平成 25 年 1 月現在、植物 35 種、動物 12 種が指定されている。ミチノクフクジュソウ、カザグルマ及びカタクリの 3 指定種が市内に生育している。

熊本県昭和の名水百選

水質や水量、親水性や保全活動の有無などを基準に、平成 60 年、熊本県が県内 100 箇所の湧水地などを選定。市内では、如見水源、高田水源、清水堂湧水、美生の滝、笹越湧水、雁俣山の溪流及び古屋敷湧水の 7 箇所が選定されている。

熊本県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県知事が委嘱。推進員は地球温暖化防止に関する普及啓発などの活動を担う。

熊本県平成の名水百選

優れた景勝や地域で守られている湧水源を熊本県が認定。(第一次認定として、平成 24 年 3 月現在 50 ヶ所) 市内では、さくらの雫、子安観音及び妙見中宮の 3 箇所が選定されている。

くまもとホテルの里 100 選

熊本県ホテルを育てる会、熊本県などが平成 2 年度に県内 101 箇所のホテルの生息地を選定したもの。市内では、懐良親王御墓付近(水無川)、越猪地区(越猪川)、中畑(百済来川)、古屋敷(油谷川)、西の岩地区(小原川)、白岩戸(氷川)及び本屋敷(氷川)の 7 箇所が選定されている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に環境や必要性を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入の際には、エコマークなどの環境ラベルが一つの目安になる。

グリーンツーリズム(ブルーツーリズム)

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をグリーンツーリズムという。一方、島や沿海部の漁村に滞在し、海辺の資源を活用したマリンレジャーや漁業体験などの生活体験を行う余暇活動をブルーツーリズムという。

光化学オキシダント

化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物などが、強い紫外線により光化学的に変化し、生成された酸化性物質のこと。その約 90%はオゾンと言われている。高濃度の状態では皮膚や呼吸など、健康への影響が懸念される。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが気象条件により滞留し、白いモヤがかかったような大気の状態。

こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会が、地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を行う子ども達のグループ(こどもエコクラブ)を支援している事業。

【さ】

里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念。里地里山の中核をなす二次林だけで国土の約 2 割、周辺農地などを含めると国土の約 4 割を占める。希少種が多く生息するとされる。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に取り込まれ、より強い酸性(pH5.6 以下)を示す雨。

COD(化学的酸素要求量)

海域や湖沼、工場排水の汚染具合を示す指標で、水中の有機物(汚染物質)を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもの。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。

資源の日

本市において、ステーション方式で分別収集している「資源物」を収集する日のこと。現在、22 品目の分別収集を行っており、また、各集積所には分別指導員を配置し、現地指導を行っている。分別品目:缶類、透明ビン、茶色ビン、その他のビン、生きビン、紙パック、金属製のフタ、有害危険物、ガラス・陶磁器類、なべ・金物類、小型電気製品類、中型ごみ、新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙、布類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器と包装、ペットボトルのふた、プラスチック製品。

自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地として保護していくとともに、利用の増進が図られるよう指定された地域。環境大臣が指定する国立公園、国定公園と県知事が指定する県立自然公園がある。市域の一部は、九州中央山地国定公園、五木五家荘県立自然公園及び芦北海岸県立自然公園に指定されている。

しろくまだより

「やつしろ環境の日」や地球温暖化対策などに関する情報を発信するために発行している環境情報紙のこと。各町内などにお渡しし、全世帯に回覧している。平成 20 年 5 月から発行。

森林の公益的機能

森林は、私的財としての木材生産機能のほかに、国土の保全、水源の涵養といった広く人々の福祉に貢献する公共財としての機能を有する。森林の持つこの多様な機能のうち、木材生産機能を除いた機能のこと。

自動車排ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するために設置されている測定局。市内では国道3号沿いの八代局で測定されている。

重要野鳥生息地(IBA)

鳥類を指標とした重要な自然環境を世界共通の基準によって選定し、すべての生息地をネットワークとして保全していくことを目的としたプロジェクト。市内では、氷川河口及び球磨川河口が選定されている。

3R

Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の総称。第1に、まずはごみとなるものをもらったりしないなど、資源の消費を控えること(発生抑制)、第2に、ものを大切に使う、または繰り返し使うこと(再使用)、最後に、使えなくなったら原材料などとして利用する(再生利用)という考え方。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

ゼロ・ウェイスト

無駄や浪費、ごみがゼロであるという意味。資源の浪費をなくし、また、ごみの発生抑制を基本として、再使用やリサイクルを進めることによって、ごみの焼却や埋立に頼らない、環境負荷を低減した社会を構築するというごみ政策の考え方のこと。本計画では、ごみゼロのみならず、二酸化炭素の排出を極限まで低減するとの考え方も含め、広義で使用している。

【た】

棚田

傾斜地に等高線に沿って作られた水田のこと。田面が水平で棚状に見えることから、こう呼ばれる。食糧生産のみならず、雨水の保水・貯留による洪水防止、水源の涵養、多様な動植物の生息生育や美しい景観の提供など様々な役割を持つ。農林水産省が平成11年に選定した日本の棚田百選に、市内では、日光の棚田、天神木場の棚田及び美生の棚田の3箇所が選定されている。

ダイオキシン類

ダイオキシンには多数の種類があり、それらを総称して「ダイオキシン類」と呼ばれる。塩素を含む物質が不完全燃焼することで予期せず副次的に生成され、発がん性などが懸念されている。

第2次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するための計画。計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間。第1次計画期間において温室効果ガスの排出量が最も少なかった平成24年度を基準年度とし、基準年度の排出量を上回らないことを目標として掲げている。

地球温暖化

経済活動などに伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物などを地域で消費する活動を通じて、農業者などと消費者を結びつけようとする取組のこと。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために設定される区域のこと。鳥獣保護区は環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区の2種類がある。

典型7公害

環境基本法(第2条第3項)に公害として列举されている、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下の7つの公害のこと。

特定植物群落

原生林またはそれに近い自然林であることなど、一定の選定基準により、環境省が選定した植物群落・個体群のこと。

【な】

菜の花プロジェクト

菜の花の栽培から、ナタネの収穫、搾油から廃油の資源化(バイオディーゼル燃料化など)及びその利用までを一貫的に行う、資源を循環させる取組。

二次林

その土地本来の自然植生が人為や災害により破壊されるなどして、二次的に成立した森林のこと。スギやヒノキなどの植林地の樹林は含まれない。

日本の重要湿地500

開発計画などにおける配慮を促すことなどを目的に、平成14年3月、環境省が選定した全国500ヵ所の湿地・湿地群のこと。市内では、不知火干潟周辺(氷川河口など)、球磨川河口及び九州中央山地源流域(本市奥山域など)が選定されている。

【は】

バイオディーゼル燃料

主に植物由来の油を原料とした軽油代替燃料のこと。植物油を原料とするバイオディーゼル燃料は、植物が成長過程で光合成により吸収・固定した二酸化炭素を排出していることとなり、ライフサイクルで見ると地球上の二酸化炭素の増減に影響しないとされている。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥などがある。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(シギ・チドリ類)

東アジア地域における渡り鳥とその生息地を保全するための国際的なネットワークであり、球磨川河口は平成16年8月に参加が認証された。

干潟

海域などにおいて干出と水没を繰り返す、砂または泥が堆積した場所のこと。干潟はその地形的な特性に基づき、おおよそ前浜干潟、河口干潟、潟湖干潟の3つのタイプに分けられる。日本ではその大部分が前浜干潟か河口干潟であり、前浜干潟は波浪が少ない内湾に発達し、河口干潟は川の土砂が堆積してできる。水産資源・海洋生物や水鳥などの生息場所としてのみならず、水質浄化機能などの重要な役割を有する。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川や工場排水の汚濁具合を示す指標で、微生物が水中の有機物(汚染物質)を分解(無機化またはガス化)するときに消費した酸素の量のこと。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。

ビオトープ

本来その地域に住む様々な野生生物が生息できる空間を意味する。森林、湖沼、河川、水田、干潟などの自然環境をはじめ、野生生物が生息できる場所として復元された空間を指す。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のもの。粒径が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいため、呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスク上昇や循環器系への影響も懸念されている。

風致地区

都市計画法により、都市の風致（自然的景観）を維持するために設定された地区のこと。風致地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などが制限される。市内では古麓町の一部が指定されている。

不法投棄ボランティア監視員制度

不法投棄や野焼きなど、ごみの不適正処理に対する市民ボランティアによる監視体制のこと。平成 19 年度から開始。

【ま】

緑のカーテン

キュウリやニガウリなどのつる性植物を窓の外側に這わせて作る自然のカーテンのこと。遮光・遮熱及び植物の蒸散作用により、室内温度の上昇を抑制すると言われている。夏場、家庭などで簡単に取組むことができる温暖化対策の一つ。

【や】

やつしろ環境の日

日常生活における温室効果ガスの削減及び市民の環境意識の向上を目的に、平成 20 年 6 月から毎月第 1 日曜日を「やつしろ環境の日（市民一斉行動の日）」として設定。毎月異なったテーマを設定し、その内容や対策を環境情報紙「しろくまだより」などで情報提供し、取組の促進を図っている。

有料指定袋

「燃えるごみ」を排出するために必要な本市指定の袋のこと。指定袋は市が販売を許可したスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの指定小売店で販売。種類と販売価格（非課税扱い）は次のとおり。

大袋(45ℓ)：1 枚 50 円、1 ロール(10 枚) 500 円
中袋(30ℓ)：1 枚 35 円、1 ロール(10 枚) 350 円
小袋(15ℓ)：1 枚 20 円、1 ロール(10 枚) 200 円

要請限度

自動車騒音などにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請し、または道路管理者に道路の修繕などの措置を執るよう要請することができる限度（基準）のこと。